

いじめ防止基本方針

山武市立山武中学校

1 いじめとは

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童が在籍する学校（※①）に在籍している等当該児童等と一定の人的関係（※②）にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響（※③）を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

[この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。]（※④）

※①小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く）

※②学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該児童生徒と何らかの人間関係を指す。

※③身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたれたりすること等を意味する。けんかは除くが、外見的には喧嘩のように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害者に着目した見極めが必要である。

※④児童生徒が市外に存在する学校に在籍している場合を含む。

○具体的ないじめの態様

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれた、。蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・スマートフォン等でSNS等に、誹謗中傷を書き込まれる。

※消去されたものであってもいじめとして調査対象となる。

『いじめ防止対策推進法』より

2 いじめに対する基本姿勢

○法の目指すところ 第1条より

いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため（中略）、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

を念頭に下記を基本姿勢とする。【いじめへの対応と学校の取り組み確認事項】

（1）いじめへの共通認識

「いじめは相手の人間性とその尊厳を踏みにじる【人権侵害行為】であり、いじめられている側にも問題があるではなく、いじめる側に大きな問題がある。」を共通理念とする。

（2）被害者への対応についての共通認識

いじめを受けた子どもの心のケアは、当事者同士での手打ち（謝罪）だけではなく、被害自身が、自分の意志を強くもてるまで支援を続けなければならない。

（3）認知についての共通認識

いじめは、どこの学校でも、どの子どもでも起こりうるとの観点に立ち、いじめの認知は、本人、保護者、友人からの報告に対して、真摯に調査、対応をする。
対応に当たっては、報告者が被害を被ることのないように配慮する。

（4）対応における共通認識

必ずチームで対応する。情報を知りえてからの速やかな管理職の報告の元、いじめ対策委員会を開催をし、その判断の元、チームで対応をする。

（5）調査における共通認識

基本的な調査は、教員と生徒が1対1の対応は避けるが、加害者が複数いる場合は、教員1・生徒1（1対1）で対応する。また、各生徒の発言の違い（矛盾点）を分析するため、対応した教員が情報を交換し、矛盾点を分析する。

（6）分析における共通認識

（4）・（5）を繰り返し追及することで、被害者・加害者が共に事実であると確認できた事実に対して、加害者に反省を促す。

(7) 加害者の内省に迫る共通認識

教員（チーム）の力を発揮し、加害者が事実を認め内省をすることができるまで、支援する。

(8) 加害者から被害者への謝罪に関する共通認識

謝罪の方法や手段に関しては、被害者を第一に考えた対応を考える。加害者が深く反省をできるように、心の変容を見極め謝罪の場を設定する。（意図的な時間の設定）

(9) 保護者への対応に関する共通認識

被害者の保護者、及び加害者の保護者へは、それぞれ本人と保護者を交え、事実の確認をする。その上で、被害者の意向をよく聞き取り、その後の対応をとる。

(10) 管理職への報告・連絡・相談に関する共通認識

「いじめ」の事実を確認した場合、速やかに管理職へ報告をし、「いじめ対策委員会」を開催し、対応について協議し、対応をする。対応の中で、常に報告・連絡・相談を繰り返しながら、個人の判断で対応をすることは避ける。また場合によっては、管理職に対応の支援を願う。

※いじめ防止の基本方針をホームページで公表する。

○いじめとしての認知を正確に捉える。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、心身の苦痛を感じていれば、法の定義のいじめに当てはまることからいじめを認知することになる。けんかであれば、双方がいじめの加害者、被害者であることを認識し対応する。

3 いじめを予防するための指導

○生徒指導の機能（自己存在感・自己決定・共感的人間関係）を重視した、わかる授業を実践する。

○生徒が自分自身を価値ある存在と認め、大切に思う「自尊感情」を感じとれる「心の居場所づくり」を行う。

○体験活動や交流活動（異学年・異校種・障害者・高齢者・外国人等）を推進し、他者との相違を尊重する心を育成する。

○過度の競争意識、勝利至上主義を促さない。（生徒のストレスを高め、いじめを誘発する危険性がある。）

- 教職員が不適切な発言（差別的な発言や生徒を傷つける発言）や体罰をせずに、このような行為は、いじめを助長することを心に留めておく。
- 生徒が自発的に活動することを支援する。
- いじめは加害・被害という二者関係だけでなく、周囲がはやし立てたり、面白がったりする「観衆」、暗黙の了解を与えていたり「傍観者」の存在があり、いじめを助長していることを理解させる。
- インターネットの正しい利用方法について、外部の講師を呼んで講演を行い、ネット依存やSNSを介した犯罪者との遭遇、性的被害等の問題から、生徒に対する情報リテラシー、情報モラルについて知識を与える。
- 「安心ホッとカード」や文書等を通し、各種相談窓口を全職員および全生徒に周知させる。

4 いじめの早期発見をするための対策

- 休み時間、教員は教室や廊下に待機し、生徒との会話で人間関係を観察する。
- 教育相談アンケート・生活アンケート・いじめアンケートの実施
 - ・各種アンケートを配分し、月に1度、全校生徒対象として実施する。
問題があった場合は対象の生徒に対して個別相談をし、必要に応じて指導をする。
- 教育相談の実施
 - ・年に3度、担任が放課後、学級の全生徒と教育相談をする期間を設ける。
生徒の要望があれば、担任以外の教員と連携する機会を設ける。
事前に教育相談アンケートを実施する。
 - ※（相談室前に）相談箱を常時設置しておく。
- いじめのアンケート（アンケートを毎学期1度実施）
- 生活アンケート（教育相談アンケート・いじめアンケートの無い月に、実施）
- 自分がいじめを受けた、あるいは誰かがいじめられているのを発見したら、すぐに相談し、「はなす勇気」「みとめる勇気」「やめる勇気」「とめる勇気」について指導する。
- 学校以外にも相談する窓口があることを伝える。
※いじめられている生徒のサイン
 - ・持ち物に本人のものと思えない落書きがある、不自然な破損がある。
 - ・学校に行きたがらない。学級に入りたがらない。保健室によく行く。
 - ・あざなどのケガがある。さらにそれを隠そうとする。

- ・表情が暗い、または妙に明るいなど精神的に不安定な面が見られる。
- ・友人関係が変わる。同級生と話さず、教員とばかり話すようになる。

5 いじめの防止等の対策のための組織

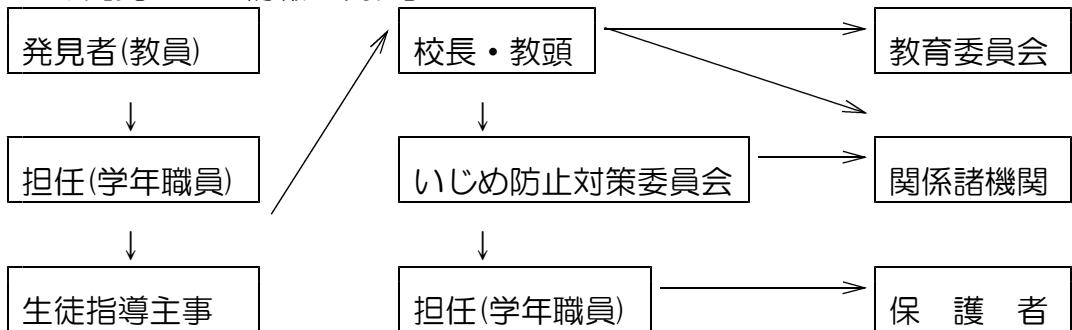
「いじめ防止対策委員会」として、次の教員による学校いじめ対策組織を設置する。

校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・各学年生徒指導担当・養護教諭・
スクールカウンセラー・心の教室相談員

本委員会はいじめを発見したときの対応だけではなく、発見したいじめを指導した後の経過観察など、必要に応じて開催するものとする。

6 いじめを発見したときの対策

【いじめ発見からの情報の流れ】



※生徒に対する指導・保護者への連絡、関係諸機関へは、いじめ防止対策委員会で検討し対応する。

【いじめの情報入手時および現場発見時の対応】

(1) いじめの情報を入手した場合

○状況に応じながら慎重に情報を収集し、対策を検討する。

<情報収集の注意点>

- ・被害者と思われる生徒に、安易にいじめの有無を聞かない。
- ・「いじめではない」「大丈夫だろう」と個人的な解釈をしない。
- ・他の教員と協力をし、複数の目で観察をしていく。
- ・朝や帰りの短学活、集会などで「いじめは許されない行為」であることを強調し、事態の解決に努める。

(2) いじめの現場を発見した場合

○すぐに教職員が介入し、情報を収集して事実の確認を行う。

<情報収集の注意点>

- ・教員は毅然とした態度で対応する。
※暴力行為など、許されない行為については指導を徹底する。
- ・被害者・加害者をそれぞれ別室に移し、複数の教員で情報を収集する。
- ・長時間に及ぶ不当な拘束、食事時間や休憩時間の制限、教員による暴言や威圧的な聴取は禁止する。
- ・情報を収集するときは次の点について必ず確認をし、時系列で記録をとる。
 - ①加害者と被害者はだれなのか。(他に誰かいいないのか)
 - ②いつ頃から始まったのか。
 - ③きっかけはどういったものか。
 - ④被害者はどんな内容のいじめを受けているか。
- ・被害者・加害者から情報を収集した際、双方の事実を一致させること。
- ・記録の保管は充分留意すること。

【管理職への報告】

○管理職に報告をし、今後の対応を検討する。

- ・緊急性の判断（命に関わる可能性があるかどうか）をし、緊急性がある場合には関係諸機関への連絡をする。
- ・追加調査の必要性の有無の判断する。
- ・いじめ防止対策委員会を開く必要性の有無の判断する。
- ・保護者への対応についての判断する。

【いじめ防止対策委員会】

○得られた情報から、状況を分析し、問題解決に向けての協議を行う。

- ・具体的な支援策と役割分担の決定する。
- ・保護者への対応についての協議する。
- ・支援についての経過観察を必ず行い、定期的に状況についての情報交換をする。

7 いじめに対する指導や被害者への援助

【被害者に対して】

「いじめにあった被害生徒をしっかり守る」ことを教員が意識して援助する。

- 学校が徹底して被害者を守り抜くことを約束する。
- 情報を入手する際、いじめを認めない場合は、状況や本人の気持ちをしっかり聞き、理解するよう努める。
- 『被害者にも悪い点がある』、『加害者の気持ちもわかる』といった趣旨の発言は絶対に避ける。ただし、本人が自発的にその考えにたどり着いた場合は、『今後（被害者は）どういった行動をとるべきか』考え方をさせるようにする。
- 今後の対応をどうしていくか、本人の気持ちを配慮して話を進める。
- 経過観察を怠らず、声かけや教育相談（S. Cや心の教室相談員等の活用）を行っていくように努める。

【加害者に対して】

「いじめは絶対に許されない行為である」「相手がいじめと感じたらいじめになる」ことを必ず理解させる。

- いじめの事実と、いじめの意識があつたかどうかを確認する。
- いじめと認識していないようなら、その行動を客観的に考えさせ、相手が嫌がるような行動をとっていることを理解させる。
- 勸善懲惡の判断を安易にせず、加害者の心情や不満も聞いたうえで、加害者がとった行動が間違っているということを理解させる。
- 加害者が集団の場合、他に関与している生徒がいないか、中心的な人物が誰かなど情報をより多く集めて分析する。
※加害者の1人を指導する場合、「なんで自分だけ」と思わせないようにする。
- 通報者を探し出したり、また被害者も含めて、今後圧力をかける行動をとらないことを約束させる。

【保護者への連絡】

- 素早い連絡をこころがけ、誠意を持って対応する。
- 事実（状況・指導した内容・生徒の発言）を伝えたうえで、今後の対応について説明し、

教員と保護者で連携していくことをお願いする。

- （被害者の保護者に対し）被害者を否定するような発言は絶対にせず、学校に非がある場合には謝罪する。そして被害者を徹底して守り抜くことを伝える。
- （加害者の保護者に対し）加害者の行動が間違っていたことを強調し、その人格を否定するような発言は絶対にしない。生徒の間違いを正し、よりよくしていくための指導だということを理解してもらう。

【いじめの解消について】

- ①心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月続いている。
 - ②本人及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認ができた。
- ①②を確認の上、解消とする。
- ※解消としても、安心せずに、日常的に注意深く観察する。

8 重大事案への対処

- 「疑い」が生じた段階で調査は開始する。
- 教育委員会や警察等の関係機関への報告
管理職を中心に学校全体で対処し、迅速に事案の情報収集と解決にあたる。
- 対策委員会による、調査を実施し事実確認を行う。
- いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報（※）を適切に提供する。
※①調査目的・目標②調査主体（組織の構成と人選）③調査時期・期間（スケジュール、定期報告）④調査事項（いじめの事実関係、学校設置者及び学校の対応等）・調査対象（聴き取り等をする児童生徒・教職員の範囲）⑤調査方法（アンケート調査様式、聞き取りの方法・手順）⑥調査結果の提供（被害者側に対する提供等）
事案によっては、学年/全校の保護者に対して説明会を実施する。（当事者の同意を得て）
- マスコミ対応は窓口を一つにして対応する。
- 必用な情報を教育委員会に報告する。
- 当事者及び全校生徒の心のケアに努める。（S C/相談員や関係機関の協力を要請する。）
- 重大事案の再発防止に努める。

9 公表、点検、評価

- 本校のいじめ防止基本方針をホームページに掲載し公表する。
- いじめ等の調査を毎学期に1回実施し、その評価や結果に基づいた対応を行う。
- 保護者・生徒・職員で年に1回評価する。
- いじめに対する取り組みの実施状況について学校評価の項目に設定する。

10 その他

○教員の研修

いじめに関する調査や分析を年度毎に行い、これに基づいた対応・評価を話し合う機会を設ける。また、いのちを大切にするキャンペーンやいじめゼロ宣言の啓発活動、生徒会や生徒の自発的な活動の取り組ませ方について研修を行う機会を設ける。

○警察との連携

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるとときは、所轄警察署と連携して対処する。生徒等の生命・身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

○保護者や地域の方への働きかけ

PTAの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針等の情報を提供し、意見交換の場をもつ。保護者研修会の開催やHP、学校・学年便り等による広報活動・啓発活動等を積極的に行う。

○生徒への処分

生徒等がいじめを行っている場合で、教育上必要があると認められるときは、適切に当該生徒等に処分を検討する。

○アンケート等必要書類（資料）の保管

- ・アンケート等の原本（一次資料）は、生徒が卒業後3年間保管をする。
- ・アンケートや聴取結果等の資料（二次資料）、及び調査報告書は5年間保管。

1.1 いじめ防止に関する年間の取組

| 月 | 取 組 内 容 |
|----|--|
| 4 | <p>★「いじめ防止強化月間」</p> <p>○いじめ防止基本方針についての職員の共通理解を図る。</p> <p>○いじめ防止対策委員会①の開催</p> <p>○いじめ防止啓発授業実施 1年 15日</p> <p>○インターネット教室（情報モラル教育）1年 25日</p> <p>○教育相談週間の実施 全学年23日～（教育相談アンケート実施1）</p> |
| 5 | <p>○いじめ防止対策委員会②の開催</p> <p>○教育相談週間の実施 4/23～5/7</p> <p>○いじめゼロ集会実施（生徒会主催）未定 生徒総会にて (※いじめに対する学級ごとの標語作成と発表、いじめゼロ宣言の採択)</p> |
| 6 | <p>○いじめ防止対策委員会③の開催</p> <p>○いじめ・体罰アンケートの実施1 全学年 27日</p> |
| 7 | <p>○いじめ防止対策委員会④の開催</p> <p>○学期末三者面談の実施</p> <p>○生活アンケート調査の実施1 全学年 11日</p> |
| 8 | ○生徒指導に関する校内職員研修の実施 |
| 9 | <p>○いじめ防止対策委員会⑤の開催</p> <p>○生活アンケート調査の実施2 全学年 5日</p> |
| 10 | <p>○いじめ防止対策委員会⑥の開催</p> <p>○生活アンケート調査の実施3 全学年 3日</p> |
| 11 | <p>○教育相談週間の実施 全学年18～28日</p> <p>（教育相談アンケート実施2） ○いじめ防止対策委員会⑦の開催</p> |
| 12 | <p>○いじめ・体罰アンケートの実施2 全学年 5日</p> <p>○セクハラアンケートの実施 全学年 5日</p> |

| | |
|---|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止対策委員会⑧の開催 ○学期末三者面談の実施 |
| 1 | <ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止対策委員会⑨の開催 4 ○教育相談週間の実施（教育相談アンケート実施 3） 全学年1/27～2/6 |
| 2 | <ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止対策委員会⑩の開催 ○教育相談週間の実施 1/27～2/6 ○いじめ・体罰アンケートの実施 3 全学年 13日 ○学校運営懇談会にて今年度の状況を報告 |
| 3 | <ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止対策委員会⑪の開催 ○情報モラル教育 ○次年度のいじめ防止基本方針の策定 |

いじめ防止対応マニュアル図

